

## 奈良地方裁判所委員会・奈良家庭裁判所委員会 議事概要

### 1 日時

平成29年3月10日（金）午後1時30分から午後4時30分まで

### 2 場所

奈良地方・家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（地裁委員）大森龍一郎，川井徳子，高見武志，松尾勇，水谷豊，吉村あき子，  
藤井茂久，野口勝久（兼務），稲葉重子（兼務），木太伸広

（家裁委員）佐野誠，匠原記世子，竹内輝明，田村健吉，豊澤孝彦，野瀬吉信，  
朝守令彦，野口勝久（兼務），稲葉重子（兼務），渡邊雅道

（事務局等）地裁 角間民事首席書記官，大國刑事首席書記官，秋田事務局長，  
藤本事務局次長，西総務課長，横山総務課課長補佐，今村会  
計課課長補佐，大浦文書係長，長谷川事務官

家裁 松井首席家裁調査官，濱口首席書記官，藤原事務局長，福富  
事務局次長

### 4 議事（□：委員長，○：委員，●：事務局等）

#### (1) 所長挨拶

#### (2) 意見交換（地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会合同テーマ）

テーマ「裁判所における防災」

＜避難行動及び誘導について＞

裁判所から，災害発生時における避難行動及び誘導について委員会に報告し，意見交換を行った。

○ 災害発生時の救護班及び情報伝達担当職員は何人いるのか。

● 家裁総務課の職員8人が救護班になり，情報伝達職員は各部署から二，三人ずつ選ぶことを予定している。

○ 大地震発生に伴い停電が起こった場合，どれくらいの時間で自家発電装置が作動するのか。

● <当庁の実情を回答>

○ 建物は構造上，どの程度の震度まで耐えられるのか。

● 管内の建物については，この建物を含めてすべて震度6から7の地震に耐えることができるよう建設されているか，耐震補強工事を行っている。

○ 救護班の人数などが決められているとのことであるが，その救護班を担当する職員がインフルエンザなどで出勤していない場合どうするのか。また，防災訓練についても詳細なシナリオを廃止したということであったが，実際に災害が起こるとどのような事態が生じるか分からない以上，職員全員が救護班，もしくは情報伝達職員になることができるような態勢を整えるのが理想である。

この周辺は県庁などの官公庁が集中しているため，周辺地域と協力した

防災計画を立てるのが良いのではないか。

- 法廷内での安全確保についての御意見はないか。特に法廷は机が少なく、通路も狭いため、避難の案内をどのように行うべきか、御意見をいただきたい。
- 法廷というのは設備上、強固な作りになっているように思う。そこで、更に強固な設備にしてシェルターのように災害時に避難者が集まることができるようにしてはどうか。
- 法廷を堅牢な設備にするという考え方もあると思う。しかし、支部によっては老朽化し、天井から物が落下する恐れのあるところもある。実際に東日本大震災時には、天井が剥離したり、物が落下したという事例があったと聞いている。そのため、特に落下物に対して安全確保のための方策が必要だと考える。
- 確かに落下物に対しては手で頭を覆うなどの対応は必要だと思うが、この建物は比較的安全だと考えている。むしろ、揺れが発生しているときに動くのは危険で、揺れが収まるまで建物内にとどまることが重要である。さらに、今後の課題として、高齢者と障害者の避難誘導を挙げているが、高齢者と障害者だけでなく、児童、妊婦、外国人、パニック障害に陥った人などを含めた災害弱者の誘導という観点も含めた避難誘導の方法を考えていくべきである。
- 私も東日本大震災が発生したときに東京にいたが、その際に、避難通路を確保するためにドアを開けるということを周知することの重要性を感じた。

さらに、この建物は立地が良いため、災害避難者が集まれる公的機関になることを考える必要があると感じている。

加えて、法廷内の避難行動については、記者などの傍聴者が大勢いたケースに備えたマニュアルを作成する必要があると感じている。
- 阪神・淡路大震災が発生したときには、地震発生後の火災による被害が大きかった。地震で停電が発生した場合、復電直後に火災が発生するケースがよく見られる。火災対策についてはどうか。
- 火災対策については、消防法上必要な基本設備は備えている。自家発電設備については、避難に必要な限度で蛍光灯が点灯するのみであり、火災につながりにくいと考えている。ただし、地震によって火災が起こったケースを想定して防災訓練を行っている。
- 電気ストーブなどの出火しやすい設備はあるか。
- そのような設備はない。
- 法廷は防音が設備されており、館内放送も流れないようにしている。法廷への情報伝達の方法について御意見を頂きたい。
- 以前、イベントで震度6の地震の揺れを体験したことがあるが、物が倒れないように設置・固定することが重要だと感じた。

加えて、災害発生時にどこへ逃げればいいのか分からない人は公共機関

に来ることが多く、更に、この本庁は観光地にあるため、大勢の避難者が集まってくることを想定しておく必要がある。

- 業務継続計画についてお聞きしたい。裁判所の庁舎が使えない場合、令状請求や裁判の期日等はどこで行うのか。
- 業務継続計画については現在、改定の検討を進めているところであるが、現在は建物が使用できない状況を想定した検討にまでは至っていない。
- 法廷への情報伝達については、携帯電話を利用してはどうか。緊急地震速報が受信可能であれば、災害が発生したという情報自体を得ることは可能であると考ええる。
- 法廷は防音が設備されているのみであり、特に携帯電話の電波を遮断するような設備はないので、法廷の中にいる人は緊急地震速報を受信することが可能である。
- 建物内の避難誘導を行うための通信設備としてブルートゥース（Bluetooth）を導入してはどうか。一般的なブルートゥース（Bluetooth）の使用可能範囲は半径5メートル程度だが、業者用に半径100メートル近くまで使用可能なものもある。
- 災害は突然発生するものであり、対応に関しては段階を分けて考えるべきである。現に揺れている初期の段階で天井が落ちてくるかもしれない状態では、頭を隠してなるべく縮こまるという安全な姿勢をとることが重要である。その後、地震がある程度落ち付いてからドアを開けて避難経路を確保し、情報伝達や避難の方法を検討するべきである。
- 現段階の防災計画で地震が起こった際には、頭を隠してできるだけ安全な姿勢をとってくださいと声掛けすることになっている。
- 初期の段階においては、何か声を掛けるような余裕はなく、情報を伝達する暇がないと考えるべきである。災害対応の初期の段階においては、全員が被害者であり、まず自分の身を守るべきであると考ええる。生き残った余裕のある者が情報伝達などを行うというのは災害対応の次の段階である。初期の段階の対策としては、とるべき姿勢などをあらかじめ紙で配布するなどが考えられる。
- 本庁の施設は、災害時に避難場所、救援物資の集まる場所になった場合を想定して、警察や県との連携を準備しているのか。
- 避難場所として、ある程度の人数を収容することは可能である。周辺の官公庁との連携については、県庁と年に一度情報交換を行ったり、施設見学などをさせてもらっている。
- 防災計画がこの建物内の話だけで終わってしまっているのは問題ではないか。避難してきた人を受け入れるのか否かで計画が違ったものになると考えられる。最悪の場合、周囲でこの建物だけが残った場合までも想定しておかなければならない。
- 確かに現在の計画では、職員及び来庁者をどのように建物の外に誘導するかが中心となっている上に、避難施設としての指定などがされているわ

けではなく、元々避難者を受け入れることを想定した施設ではない。ただし、この建物の立地を考えると現実的に避難者を受け入れる可能性があるということを考えないといけない。

○ 災害の初期段階では何もできず、その後の段階で初めて情報伝達などが可能になるということを全員が日常的に意識しなければならないと思う。防災の備品についても、分散備蓄、ローリングストックといった工夫が必要であると思う。

□ 近年、大規模地震が多く発生しており、全体として防災に対する意識が他人事ではなくなってきているので、この意識の高まりを持続させることが重要だと考えている。

さらに、先ほど話題に出た災害弱者への避難誘導について何か意見をいただきたい。

○ 災害発生時には、普段健康な人がパニック障害になってしまうこともあるので、パニック障害に陥った人への対応の仕方を知ることが重要である。パニックになった人の鼻をつまみ、口をつむってもらうことで、落ち着きを取り戻すことがあるので、簡単な対応方法を知らせることも必要であると考えている。

外国人については、その人が何の言語を話すことができるかによって、対応に限界が出てくる。場合によってはジェスチャーやイラストによって対応しなければならないこともある。

けが人への対応については、十分な訓練を行っているような印象を受けたが、頭部を打っている人については注意が必要である。災害発生時には救急車が来ず、その場にいる人だけで対応しなければならないことも多く、頭部固定の方法についても注意が必要である。さらに、足を骨折している人については、足を固定する方法を考えるべきである。その際の固定具になるようなものはあるのか。

● 応急対応用の基本的な救急箱はあるが、足を固定する装置などはない。本日いただいた意見を踏まえて、どのような備品が必要か改めて検討したい。

○ 近畿医師連合会では、災害に対応する際に、府県の垣根を超えた態勢がとれるようになっている。更に、DMATという災害派遣医療チームが日本全国で協力する体制も存在する。ただし、それらの医療チームが到着するまでに24時間はかかることから、少なくとも24時間は自分たちで耐えなければならない。

□ どこを訪ねれば防災に必要な備蓄品などのアドバイスをいただけるか。

○ 防災センターが一番良いと思う。地震の震度を体感することができるし、過去の震災の経験を踏まえて必要な備えのアドバイスを行っている。さらに、京都大学の防災センターでは学問的な集積があり、奈良ではどの程度の規模の震災が発生し得るかのシミュレーションなども行っている。

奈良には活断層が通っており、江戸時代にも大きな震災が発生している。

東日本大震災の際は、東北で大震災が発生することはほとんど予想されていなかった。これを踏まえると、どこで大震災が発生するか分からず、奈良で震災が発生しないとはいえない。

- A E Dが使えるような訓練は行っているか。
- 胸部圧迫やA E Dの使用についての訓練を、消防署から講師を派遣してもらい行っている。

<情報収集について>

裁判所から、災害発生時の安否確認等の情報収集について委員会に報告し、意見交換を行った。

- 災害発生時に近くに住む職員がこの建物に来るような態勢はあるか。また、公共交通機関が止まった場合にこの建物に何人ぐらいの職員が来ることができ、誰が災害時用パソコンを操作するのか。
- 当庁から半径10キロメートル未満の距離に住む職員を非常時参集者に指定し、災害発生時に登庁することになっている。加えて、幹部職員が登庁し、災害対策本部の役割を果たす予定である。災害時用パソコンの操作については、災害対策本部又は総務課の職員が操作する予定である。登庁可能な人数について正確な数を現在把握していないが、災害対策本部のメンバーは、幹部職員が指名されており、10人強で構成することとしている。
- 災害発生時に備えて、私も安否確認用のメールの下書きを携帯電話に保存している。「災害時ポケットマニュアル」について何かご意見はあるか。
- ポケットマニュアルの記載内容は十分であると考えている。災害発生時には被災地ではテレビが映らなくなる上、スマートフォンなどの携帯電話の通話もつながりにくくなり、充電も困難になるため、他の地方に比べて情報が少なくなってしまう。そのようなライフラインが途絶した場合に備えて、他の地方からの情報収集の仕方を考えるべきだと思う。
- 災害の規模によっては、現在裁判所が業務を行っているかという情報を発信する場合も想定しなければならない。東日本大震災の際には、Twitter, Facebookなどのソーシャルネットワークサービスを使った情報発信が有効だった。
- 防災を考える上できっかけとなったのが、阪神・淡路大震災、東日本大震災である。そうすると阪神・淡路大震災、東日本大震災レベルの震災が発生した場合に備えることが重要であり、携帯電話が使えない状況も想定しなければならない。

避難誘導についても、葛城支部などの古い庁舎では法廷の天井が落ちてくる可能性が高いと思われ、法廷にとどまり続けるのは難しいと考えている。法廷には一般来庁者が通ることができる出入口が2つあるが、そのうち1つは常に鍵がかかった状態である。避難時を想定すると、開けておいても良いのではないか。

- 裁判所が業務を行っているかの情報発信については、熊本の大地震の際

にはホームページを利用して行ったと聞いている。

- 災害時ポケットマニュアルによると、職員の安否確認を行うのは「強弱を問わず震度5の地震が起こった場合」となっており、十分だと考えている。

過去の事例を踏まえると、阪神・淡路大震災の際には、地震発生時には鳥取が震源と報道されていたが、翌朝、神戸の方が被害の大きいことが報道されたように、どこにいても真相が分からないこともある。さらに、東日本大震災の際には、ある程度情報が把握でき、大丈夫だと思った後に津波が発生したように、分かったつもりになってしまうことが重大な被害をもたらすこともある。

つまり、状況判断において、デマや間違った情報に注意し、冷静に分析しなければならない。一番重要なのは、現場の情報だと思う。現場の情報の伝達のために、災害用の衛星携帯電話等を利用すべきだと思う。

- 災害発生時には、刻々と情報が更新されていくため、報道の現場自体が混乱している。災害発生時にはラジオを利用した情報発信を行っている。裁判所においてもインターネットなども利用して多チャンネルからの情報収集を行っていくべきである。
- 医師や薬品の援助が届くまで現場で24時間どのようにして耐えるかという点は重要だと思う。また、情報収集に関しては、それ自体が目的化することなく、収集した情報をどのように利用するかということをしっかり考えなければならない。
- 災害発生後、どの時点でどの程度の業務を行うことができるか検討できる点で、登庁の可否を含めた安否確認メールは有用だと考えている。
- 奈良地方・家庭裁判所の管轄を超えた協力体制を敷く必要がある場合、どのようにするのか。
- 大阪高裁が指示、調整し、対応する方法が検討されている。
- 裁判所の備蓄している災害対策用の備品について、何か意見はあるか。
- 携帯電話の充電用にソーラー充電器や手動の充電器などは置かないのか。
- ソーラー充電器はないが、手動の充電器は整備している。
- 東日本大震災の際は、被災直後は携帯電話の通信に支障を生じていたが、二、三日で回復した。携帯電話は情報発信に有用であるし、スマートフォンの翻訳アプリケーションを利用して外国人とコミュニケーションをとることも可能である。